第４回観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会議事概要
（山形県観光情報センター）

日　　時：令和5年 10 月 16 日(月)9時 30 分～12 時 00 分

会　　場：県庁5階　502 会議室

出席委員：丸子 尚委員長、手塚 孝樹委員、植村 義弘委員、中川 恵委員(Web 出席)、
藤岡 俊裕委員

概　　要：

①審査委員会の会議の公開について

委員長より、本審査委員会の会議の公開・非公開について、募集要項審査は公開、候補者選定審査は非公開とすることとして提案があり、異議なく承認された

※このため、議事録の公開は山形県観光情報センターに係る募集要項審査のみとする。

②部局説明者からの説明について

事務局から、募集要項（案）に基づき施設概要、指定管理者の業務、指定管理者の募集に関する事項、管理経費、候補者の選定方法等について説明がなされた。

③委員と部局説明者との質疑・応答

委員	試飲機などの備品設置を求める記載があるが、それに必要となる経費は、指定管理者の負担なのか。
部局説明者	試飲機などの設備は、当施設の機能強化事業として県が主体となり設置するものであるため、今般の次期指定管理者の公募と直接的な関係はない。
委員	来年度以降の指定管理料の上限について、毎年金額が上昇しているがこのような設定は珍しいと思われる。どのような判断のもと、３年や５年ごとではなく、毎年金額に変更がある設定にしたのか。
部局説明者	当施設は大型ビル施設の中に設置されている施設であり、傾向として管理経費が年々上昇していくことが予測されることから、毎年の金額上昇としており、これまでも同様に行っている措置である。
委員	「人員体制」に記載のある「指定管理者が配置する職員」のうち、「円滑な管理運営にあたり必要な知識・能力を有する者」の記載のあとに、「外国人への観光案内に対応できる英語能力を有していることを含む」という補足があるが、これはどのような意図での記載であるか。

部局説明者　観光庁では、観光案内所について、外国人観光客への対応能力がどの程度あるかを大きく３つのカテゴリーで分類している。（１が最低、３が最高）施設にて外国人への英語対応ができる職員を確保している場合にはカテゴリー２に該当する。当施設も現在、カテゴリー２と分類されており、この位置づけを今後も維持していきたいと考えている。

委員　別添資料として添付されている「山形県観光情報センター機能強化事業基本仕様書」内には、「試飲機を設置すること」という記載があるが、これは指定管理者へ向けての記載ということで間違いないか。

部局説明者　当該別添資料については、今般の次期指定管理者募集とは別に、県が現在実施中の機能強化事業に係る受託者を決める際の基本仕様書を参考として添付しているもの。

④採決

審議の結果、原案のとおり決定した。

※募集要項審査後に行われた候補者選定審査については、会議冒頭にて非公開と決定したことから、議事録の掲載は行わない